

# 申 入 書

(2002年1月18日(金)午前11時からの会見について)

文化庁	文化庁長官	佐々木 正 峰 殿
文部科学省	文部科学大臣	遠 山 敦 子 殿
外務省	外務大臣	田 中 眞紀子 殿
法務省	法務大臣	森 山 真 弓 殿
警察庁	警察庁長官	田 中 節 夫 殿
財務省	財務大臣	塩 川 正十郎 殿

2001年12月27日

## 全国靈感商法対策弁護士連絡会

代表世話人 弁護士 伊 藤 和 夫

(東京都港区西新橋1-21-8 弁護士ビル6階)

代表世話人 弁護士 平 岩 敬 一

(横浜市中区本町2-19 弁護士ビル4階

関内法律事務所)

代表世話人 弁護士 芦 田 禮 一

(京都市中京区麩屋町通丸太町下ル西側 長栄ビル3階

芦田・井木法律事務所)

代表世話人 弁護士 廣 谷 陸 男

(札幌市中区北1条西15丁目 大通ハイム11階

廣谷法律事務所)

(連絡先) 新宿区新宿1-1-7 コスモ新宿御苑ビル5階

東京共同法律事務所

TEL 03-3341-3133 FAX 03-3355-0445

事務局長 弁護士 山 口 広

## 〈 申 入 の 趣 旨 〉

第1. 文化庁宗務課におかれては、

統一教会信者が今も組織的に行なっている印鑑、人参濃縮液等の販売活動や献金、貸金勧誘活動の実情を関係方面と協議して調査の上、宗教法人の解散請求手続に着手されたい。

第2. 文部科学省高等教育局及び初等中等教育局におかれては、

統一教会や日蓮正宗大石寺顕正会等による良心の自由を侵害する入教勧誘行為が全国各地の国立大学や公立の高等学校で展開されている実情を調査し、各大学、高等学校の教職員に対し適切な対処を指導されたい。

第3. 外務省旅券課、大臣官房領事移住部外国人課及び法務省出入国管理局におかれては、

統一教会の教祖文鮮明をはじめ統一教会信者である多くの韓国人が、わが国に入国して信者に違法活動を指示することのないよう、適切な対処をされたい。

第4. 外務省在留邦人保護課におかれては、

多くの統一教会信者（特に女性）が、実際は宣教活動目的であるにもかかわらず世界平和女性連合等のボランティアと偽って、世界各国に派遣され、在留目的外の活動をなし、また危険な地域に侵入、滞在していることに留意し、適切な調査をされたい。

第5. 法務省刑事局と警察庁生活安全局におかれては、

統一教会信者が現在もなお、靈感商法の手口で一般市民に対し、印鑑・人参濃縮液等を売り、献金や貸金を強要しているので、厳正な捜査・摘発をなされたい。

第6. 財務省法人税課におかれては、

統一教会信者が設立、解散をくりかえしている多くの株式会社、有限会社において、組織的な脱税がなされていることを掌握して、厳正な課税をなされたい。

### 〈 申 入 の 実 情 〉

1. 全国靈感商法被害弁護士連絡会（以下「全国弁連」という）は、1987年5月に、全国300余名の弁護士によって設立されました。全国弁連は、世界基督教統一神霊協会（以下「統一教会」という）が組織的に展開している同教団の資金集めのための大理石壺、多宝塔、釈迦塔、数珠、印鑑、人参液、着物、宝石、絵画等の販売や献金、貸金強要行為（以上を「靈感商法」と総称します）による被害者を救済し、新たな被害を根絶するために活動してきました。

全国弁連の常設相談窓口（電話 03-3358-6179、FAX 03-3353-4679）に寄せられる被害相談や問合せは、開設以来15年間にわたって、毎年800件以上の多数に及びます。最近は統一教会以外のいわゆるカルト的宗教的団体についての相談や問合せも毎年数百件に及び、これらの相談に対処する組織や機関がないため苦慮しています。

参考資料として、靈感商法問題に限って、被害相談の集計結果表を添付しますのでご参照下さい。

2. 統一教会信者が組織的に行なってきた物品販売や献金・貸金勧誘行為が違法であって、このような信者の行為について統一教会に民法上の使用者責任があることについては、すでに10件以上の裁判について判決が言渡されており、

このうち最高裁判決で確定している事件も5件あります。

しかも、統一教会が全国各地にあるビデオセンターにその勧誘目的をかくして誘い込み、各種修練会を通して教義を教え込みつつ、物品購入や献金・貸金を迫る行為についても、すでに2件が裁判で違法性が認められています（広島高裁岡山支部－最高裁と札幌地裁）。

これらの判決例のリストも添付します。

このように、統一教会が全国各地で、マニュアルに従って同様の手口で展開する組織的な資金獲得活動や入信勧誘行為については、その違法性ならびに統一教会の法的責任が相次いで認められています。

ところが、統一教会は相次ぐ司法の判断を無視して、20年前と全く同様の手口で物を売り、献金・貸金を勧誘し、詐欺的脅迫的入信勧誘をつづけており、全く改めようとしません。むしろ、このような手口が統一教会の分派や同種の宗教的組織に模倣されて、多くの市民が被害にあい、その人生や家庭が破壊されているのが実情です。

全国の統一教会の献身者をはじめとする信者は2ないし3万人にのぼると考えられます。彼らは文鮮明を「イエス・キリストが失敗した人類救済を行なうため、神が地上につかわされたまことのメシア（救世主）である」と信じているため、文鮮明の名をかたった指令には従わざるをえないのです。このため、如何に民事上の法的責任が認められても、これによって彼らの違法行為を決定的に抑止することはできないのです。

なお、全国弁連の相談窓口には、文部科学省をはじめとする国家公務員の妻や子が、統一教会の信者として加害者となって活動しているという訴えも少なくないので、職員への注意喚起も必要であると思われます。

3. 日本の統一教会員は、アメリカにいる文鮮明や韓国にある統一教会傘下企業（一和、一信石材、韓国チタニウム、統一産業、世界日報、世一観光等）に資金と人材を提供するよう指示されつづけています。そのための金額と人数の具体的目標を毎月示され、これがあたかもノルマのように末端信者を達成に向け

て厳しく追い込んでいくのです。神が地上につかわされた自称メシアの名を冠してなされる指令は絶対に服従すべきものとして、日本の信者たちを精神的にも肉体的にも拘束します。

このような目標（ノルマ）を達成させるため、多くの韓国人信者が日本に派遣され、途方もない金額の献金や人員派遣を組織の末端にまで指示しつづけているのです。すでに300名以上の韓国人信者が様々な名目で日本に滞在しています。これらの韓国人信者たちは、統一教会の正式な機関紙（中和新聞）や機関誌（ファミリー、祝福）の2001年分を調べただけでも添付する資料から判るように彼らは日本の統一教会組織の重要な立場に就いています。

問題は、彼らはいずれ帰国することが予定されているために、日本の実情を全く無視して、過大な目標達成を指示し、信者が違法な活動をするのを全くいとわない傾向があることです。

4. 統一教会はソウルの北、清平（チョンピョン）に修練所を設け、そこで日本人先祖の解怨をすると称して毎月数千人の日本人信者を動員しつづけています。この修練所において霊界から文鮮明の妻韓鶴子の母（テモニム）が、現役幹部信者金孝南の口を通して日本人信者に語りかけるというのですが、この語り、その後の新たな日本人信者の献金や資金集め活動にかりたてる口実として使われています。

その中でもとりわけ危険でしかも日本人の信用を世界各地でおとしめているのが、世界平和女性連合のボランティアと称して各国で展開している伝道活動です。世界各地に合計2000～3000人の日本人女性が「海外宣教」として派遣されています。彼女らは滞在国ではボランティアと称していますが、実際は統一教会の信者勧誘、合同結婚式参加者の募集活動をしているのです。

このような違法滞在の実情が判って、強制退去を命じられた例は枚挙にいとまがありません。強引な勧誘等のため警察沙汰を起こしたり、現地住民とトラブルになる例も少なくありません。せっかく海外青年協力隊等の若者がつちかった成果（日本への信頼）を、そぎ落としつづけています。

まして、信者の家族にとって、全く会話が通じない国に、幼い子供さえ残して長期間滞在する「海外宣教」活動の指示は、まさに本人の生命の危機、家庭の崩壊をもたらしかねない問題です。

更に、このような海外における日本人信者の活動が、資料のマーシャル諸島等についての申入書に記入したような問題も惹起しております。今後とも世界各地で同種問題が起こされかねないことを十分留意し、調査の目を持ちつつけるべきです。

5. 統一教会の伝道目的をかくして、先祖の因縁等で不安をあおりつつ信者にしたてあげていく入教勧誘・教え込みの方法が、宗教団体として許容されている範囲を著しく逸脱した違法なものであることはすでに2件の裁判例で明らかにされました。このような手口を模倣した入教勧誘がオウム真理教においてもなされたことはよく知られていることです。更に、同様の手口は終末思想を柱とし、かつ極端な教祖絶対視をして、伝道実績を競わせるカルト的教団において広汎かつ執拗に展開されています。

とりわけ高等学校や大学において純粹に人生のことを考え、世の中の墮落や乱れを憂う若者たちに執拗に働きかけて信者にし、信者になった若者の人生や家庭を崩壊に導く活動が広がりつつあります。

問題は、このようなカルト的宗教団体の強引で良心の自由を侵害する入教勧誘活動について、教職員や学校管理者がこれら違法活動をもものともせず勧誘活動をしている団体の「信教の自由」をことさら配慮して、何らの措置を講ずることのないまま手をこまねていることです。

まず、実態を十分調査し、情報を集約し、適切な対処方針を本格的に検討するべきです。

以上の観点から上記申入を致しますので、よろしく対処されるようお願いいたします。

## 添 付 資 料

1. 統一教会の法的責任が認められた判決例のリスト
2. 全国弁連が集計した被害相談の集計表
3. フランスで2001年5月に成立したセクト対策法についての資料
4. 統一教会の2001年の機関紙・誌から判明する韓国人幹部とその立場の一覧表（1月18日提出予定）
5. マーシャル諸島等についての申入文書（日本文と英文）
6. 「ファミリー」2000年6月号抜すい